

苫小牧工業高等専門学校運営諮問会議規則

規則第57号

制 定 平成17年10月13日

一部改正 平成17年10月13日

一部改正 平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）の運営体制及び教育研究活動の充実・発展を図るために、広く学外者の意見を聴くための組織として、苫小牧工業高等専門学校運営諮問会議（以下「運営諮問会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営諮問会議は、次に掲げる事項について、校長の諮問に応じて審議し、及び校長に対して助言又は勧告を行うものとする。

- 一 本校の運営に関する重要事項
- 二 本校の教育研究活動に関する事
- 三 本校の学生生活に関する事
- 四 本校と地域社会及び産業界との連携に関する事
- 五 その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営諮問会議は、次の各号に掲げる者のうちから、校長が委嘱した委員をもって組織する。

- 一 大学等高等教育機関の関係者
- 二 本校の所在する地域の教育関係者
- 三 本校の所在する地方自治体の関係者
- 四 本校の所在する地域社会及び産業界の関係者
- 五 本校の卒業生又は修了者
- 六 その他校長が必要と認めた者

(議長)

第4条 運営諮問会議の議長は、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、運営諮問会議の会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 運営諮問会議は、校長が招集する。

2 運営諮問会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営諮問会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営諮問会議の運営に関し必要な事項は、運営諮問会議が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年10月13日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 苫小牧工業高等専門学校外部評価実施要項（平成16年12月8日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。